

『中野重治詩集』

『世界現代詩辞典』にはこの詩集について次のように書いている。

「中野重治詩集 はじめ戦旗社版として出ようとしていた詩集は印刷製本中を発禁となって押収、ナウカ版の内容は最初のものほとんど同じであるが一三七頁から一六〇頁まで削除して発禁を許された。」

またこのときの押収の場に直接かかわった伊藤信吉は「『見本』一部の詩集」と題して、当時のことをくわしくかいている。大分永い文章だけれど、引用させてもらうことにした。

「わが国の近代詩の歴史の途上で、発売禁止になった詩集がどれほどあったか私は知らないけれども、発禁や本の押収のために、あやうく詩集全部が失われようとした事例は二度ある。

そのひとつは児玉花外の『社会主義詩集』（明治三十六年八月刊）である。これは発禁のため著者の手もとに二冊しか残らなかったが、いつの間にかそれも散逸してしまった。しかし一冊だけどこかにある筈だ——とおもわれていたその一冊が、昔の『伝説』を裏づけるようにして発見されたのは戦後になってからである。たしかに『社会主義詩集』という詩集が

刊行されたという「伝説」が「事実」としてよみがえるまでには四十数年が過ぎた。

もう一つの事例はナッポ出版部刊行の『中野重治詩集』（昭和六年十月）である。年代がずっとあたらしいだけにこの詩集は伝説にはならなかったけれども、その実物を見た人はやはり何人もなかった。たった一冊だけのこつてあとは全部押収されたのだから、実物を見た見ないの点では、いくらか伝説的だった。

東京小石川の印刷工場地帯の一隅——それがどの辺だったのか、三十年ほど前のことなのでどうにも思い出せないが、そのころ私はほぼ一年間にわたってその地帯へ毎月出かけた。雑誌『ナッポ』を全国の読者へ向けて発送するために、雑誌が製本されるのを待ちかまえて私たちは製本所へいそいだ。

製本所の一室で私どもは一冊二冊と雑誌を包装し、目に見えぬ黒いアミをくぐって、こっそりと郵便局へはこんだ。それはせわしい時間だった。絶対に黒い網をくぐりぬけねばならないのだから、包装の間中せかせかしていた。『ナッポ』（全日本無産者団体協議会機関誌）はいっさいの点で合法的に刊行されていたが、合法的手続きを強制する側が、しばしばその合法制を踏みにじった。包装中であろうが運搬中であろうが、それが階級的立場のはっきりした雑誌であるかぎり、それとわかればその場で押収した。

『中野重治詩集』は本文だけ製本のできたところで、非合法的に押収された。あと表紙だけ

付ければ本になるところを製本所でおさえられたのである。そのときその部屋に私たちは二、三人でいたとおもうが、踏みこんできた警察に手の出しようもなかった。詩集はそこに積んである。そこに積んである自分たちの所有物が、なんの手続きもなしにその所有権を断ち切られるということ。こういう普通にはあり得ない事態が、事実としておそいかかったということ。それをどうすることもできなかった後ろめたい気持を、いまも私は忘れることができない。最初の『中野重治詩集』はこうしてみずみずうばわれた。この当時、中野さんは『ナップ』の編集責任者であり、私はその編集実務を担当していた。

八わたしの最初の詩集（戦旗社版）は千九百三十一年ごろあまれた。それは印刷され、ほとんど完全に製本されたところで非合法的に禁止され、押収された。そのときのわたしは、天皇政府のこの非合法行為を告発することができなかった。伊藤信吉が、見本一部をたくみに取りのけておいてくれた。√

戦後出版された小山書店版『中野重治詩集』の「あとがき」で中野さんはこういっている。まずこの通りである。もうすこし正確に言えば『戦旗社版』というのは『ナップ』出版部の思いちがいであり、「禁止され、押収された」というのは「押収され、禁止された」のである。それから「見本一部」というのは特別につくった見本ではなく、そこに積んであったものの一冊である。

そこでその一冊であるが、そのとき私は薄よごれた座蒲団にすわっていた。座ったままで警察の目をくらし、手近かにあった一冊を座蒲団の下へすべりこませた。そうしてうごかぬようにした。印刷したのは千部ぐらいだろうが、この一部だけが残ることになったのである。」（現代詩鑑賞講座・7）

『中野重治詩集』が大正六年の十月に、まずヤマキモに押収され、その上で禁止された時の状況がこれでよくわかる。私が経験した岡本潤の詩集の場合と筋道はほとんど同じである。つまり、禁止のされ方、禁止のやり方、如何にもまったく非合法そのものであったということだ。新聞や雑誌の場合にしばしばこのような手順をくらったので、あまりこのやり方の非合法をわれわれは気にもしないで来たが、これは途方もないわれわれの見すこしである。『中野重治詩集』押収の時のことを前記のように回想したとき伊藤信吉は、さらに次のようにつけ加えている。

「とつげんの押収は非合法行為だった。当時の法律ではいっさいの出版物は刊行の日からたしか三日以内に内務省へ納本し、その検閲によって発売禁止とか部分削除とかの措置がとられた。これが合法的な手順なのに、納本どころか製本中のものを、なんらの手続きなしに押収した。『この非合法行為を』というのは、こういう警察の行為をいっただのである。」

彼らこそ非合法行為だ、と中野がいい、また伊藤信吉もそういう。その通りであった。私の記憶では当時、出版物の検閲係というのは、東京では内務省警保局の他に警視庁にもあって、双方に刊行物を二部ずつ提出させられ、発禁や押収はそこからやって来たように思う。製本中の押収なども無論のことである。

伊藤信吉の機転によって表紙もつけぬたった一部だけが生きのこった『中野重治詩集』は、昨年、昭和四十四年に近代文学館によって復刻されて今は昔の姿で見得るが、一体当時この詩集は何故に、そんなにも荒々しい手段で禁止されたのであろうか。考えられるのは二つの理由である。当時『ナップ』（全日本無産者芸術団体協議会機関誌）の編集責任者という要職についた中野重治、すなわちプロレタリア文学運動の代表的な働き手であったことと、中野の詩自体のアップルする力、そのためである。

『中野重治詩集』は、最初のもの押収発禁から四年後の昭和十年十二月、現代詩辞典のいうようにナウカ社から再び刊行されたが、そのとき二十三頁にわたって削除させられた。その削除の個所には「新聞にのった写真」「兵隊について」「壁新聞をつくるソ同盟の兄弟」「××新聞第百号」「待ってろ極道地主めら」「夜刈りの思い出」などの詩があった。つまりこれらの詩篇のために、はじめはたった一部をのこして押収・禁止となったともいえるのである。中野の詩の何が嫌われたかを、その削除の詩によって見ることにしよう。

兵隊について

見たか

賢こそうな泣きつらを

背囊がたの汗を

からだ中が革具の匂いにしてたあの若い兵隊を

気づいたか

あいつがちらりと見たのを

君に何か言いかけようとしたのを

言いかけようとして言いかけて了なかつたのを

奴は言おうとしたのだ

——見てくれおれを

おれは兵隊だ

おれは兵卒だ

そしておれが兵卒だということが一切なのだ

ひと言「やめてくれ！」と言えぬのだ
おれ達は何べんも脱走した
何べんも自殺した
おれ達は兵卒で
兵卒だということが一切なのだ――
奴はこう言おうとしたのだ
賢こそうな泣きつつらで
そして返事をもとめたのだ
手をかして
腰を上げてほしかったのだ
奴らはいつでも
電車の中でも汽車の中でも
日曜の街上でも
旗日の活動小屋でも
どこかの演説会でも
なにかの集会でも

でかい兵器廠がグワングワン吠え立て
おれ達は年がら年中人ごろしの稽古だ
そして「殺せっ」と来やがる
ウムを言わせぬのだ
靴とビンタと減食と寝台かつぎとだ
ゴムとしめ木だ
誰かのはは親の腋の下へ拳骨をつっこんでどこかの赤ん坊の頭を銃の台尻でつぶすのが
ひとの細君に眼隠しをして逆さに吊る下げるのが
そんなことで人をいためつけて虐むことで
おれ達の手をもっと大きくし
もっと頑丈にし
そして汗をかくのが仕事なのだ
煉瓦で石子詰めにされ
いじめていじめぬかれて
憲兵につかれて
どこでも どうしてでも 誰に向っても



あつちでもこつちでも眼配せしたのだ
賢こそうな泣きつらで一ぱい側へよって来たのだ

反軍反戦の詩がもっともきらわれた戦前のわが国で、これは当時稀な反軍詩であった。「××新聞第百号」とは「無産者新聞第百号」、非合法に発行されていた日本共産党の機関紙、それを歌うことは当然のように嫌悪された。「中野重治詩集」と岡本潤の『罰当りは生きてゐる』が、はからずもよく似た手口で禁圧されたところに、また禁止の対象となったものが反軍反戦の詩であったと思われるところに、昭和初期の文化的情勢があったといえるだろう。

伊藤和『泥』

『泥』はガリ版詩集である、五十頁未滿、定価三〇銭、昭和五年十一月二十五日発行、印刷・製本ともすべて伊藤和の手製で、素朴この上ない。いまこの詩集は幾部が現存しているであろうか。

百姓仕事のかたわらの手刷り手製のことであるから、この詩集ははじめから百部しかつくら

れなかったという。その百部のうち二〇部ほどを友人たちに発送した直後に、警察から来て押収されてしまった。そのように速かに押収されたのは、そうなるにふさわしい背景がこの詩集と著者をめぐって存在していたからである。

荻原恭次郎が郷里の群馬県前橋市外上石倉（現在前橋市内）にいて昭和七年に個人で出した『クロボトキンを中心にした芸術の研究』という長い名前のガリ版雑誌があった。それは四号まで出たが、その第一号の消息欄に

○千葉県における雑誌『馬』の同人両君の秘密出版・不敬事件

伊藤和君 徴役二年（四ヶ年執行猶予）

田村栄君 徴役二年（東京衛戍監獄）

（伊藤君の証人として荻原恭次郎、田村君の証人として神谷暢が呼び出された）
という記事がある。

詩集『泥』の発売禁止はこのときの裁判事件と関係あるものであった。それはもう戦前の遠い事件で詳細を述べなくてもないが、昭和三十五年に出た『伊藤和詩集』巻末の略年譜をみる

と、この詩集が発禁となった昭和五年（一九三〇）前後の数年にはこんな記述がある。

昭和三年 千葉県詩人会（機関誌『炬火』）が生れてその会員となる。農民運動をつづける。
昭和四年 前年に引きつづいて農民運動に没頭、小作争議の応援等に県下を歩きまわる。

（千葉県下に高神村事件、岩井村事件などがおこり、農漁村に暴動化の機運がひろがって
いた）

昭和五年 学校（草野心平、伊藤信吉らによって前橋から発行）に作品を書く。

八日市場区裁判所における高神村事件の公判を機会に田村栄、関潤吉、神崎豊太郎、鈴木
勝等とガリ版雑誌馬を創刊。第一詩集『泥』（ガリ版）を出したが発売禁止。

昭和六年 馬の記事のため千葉刑務所に収容され不敬罪、治安維持法違反、出版法違反の罪
名で起訴された。馬は発行停止。十一月三十日判決、徴役二年（猶予四年）を言いわたさ
れた。（猶田村この年一月に入営し伊藤の公判のとき証人として軍服のまま出廷、軍法会
議に回わされて、徴役二年Ⅱ東京衛戍監獄Ⅱとなった。）この年、弾道（小野十三郎、秋山
清編集）に小作人の生活記録を発表した。

詩集『泥』の著者伊藤和は千葉県匝瑳郡栄村字川辺の自作兼小作人、青年期のはじめから農
民運動に首をつっこみ、かたわら詩をかいた。そのころアナキズムの影響下にあった彼及び田
村栄を中心とするガリ版詩誌『馬』があり、殆んど毎号発禁となっていたが、その第八号に

「無政府主義論」（田村栄）が出て、伊藤和の「高神村事件のときの詩」とともに告発され、
不敬罪、治安維持法違反、出版法違反などにとわれた。その前年の秋に詩集『泥』が出て押収
された直後のことで、当時のアナキズム系の文学活動のなかで千葉県の『馬』の事件として知
られた。

思うに、この詩集の場合は、特にどの詩篇が発禁の対象となったというわけではなく、雑誌
『馬』を主宰する伊藤和が詩集を出すということが、警察の要視察人でもあった関係で事前に
察知されて、いきなり押収ということになったものである。雑誌『馬』誌上で起訴の対象と
なった「高神村事件のときの詩」がこの詩集『泥』を代表する力強い作品であったことはいま
までもない。この詩は当時のアナキストの詩を代表し、また詩人伊藤和を代表するといっても
いい。詩集『泥』の禁止について語るとなれば、どうしてもこれを引用したくなるのである。

高神村事件のときの詩

野原の芒のように騒ぐあいつ等はゲートル巻きサーベルをがちやつかせた

野菊がいちめん咲いたそんなところにさえ卓上電話が置かれ

受話器を通して犯人は間断なく報告された

報告する蒼白な顔達あいつ等の卑賤な口髯は軽蔑されている
子供達は叩きこわされた役場や駐在所や山口藤兵衛の家を見に行き万才を呼んだ。
万才をあいつ等はサーベルをがちゃつかせ追い散らすのである
あいつ等がおいらのおとっさんや兄さんを縛った
そして子供達は憎しみ見る

それにしてもまた子供達の向うをあいつ等のトラックが走っている

あとからあとから たくさん縛られて行く者の目がギロギロ光る

おとっさん！ 兄さん！

呼びかけは泣声になる 泣け！

部落の男はみんな犯人である

さあ、みんな犯人だ 縛って行け！

後に学校の或るチヨビ髯が子供達に向って口走り言う

諸君の父兄があんな騒擾事件を起したことはまったく憂慮にたえないのです、全く法律を無視したことです

——軽く、罰金になるでしよう、或は監獄に行かなければなりません、と
そいつのベラ言は子供達を侮辱する
で、またチヨビ髯は口走り憂慮にたえないのですと葉をきかせる

よし、子供達は反対につぶらな眸をもって見る

チヨビ髯が法律を無視したこと、すは奴隷の雑言である

忍耐をずうっと土の底で噛み続け、汚れていない血脈！ それを知っているか
今日あった事件の断呼たる精神！

子供達は感受性の強い眸をかがやかし見る、そして

叩きこわされた役場や駐在所や山口藤兵衛の家を見にゆき万才を叫んだ
だから、それらを根絶やしにせんとする教育が百パーセント強かるうか？
違う、子供達は断呼たる精神を理解する

そこで部落の男はみんな犯人だ！

明日も明後日もあいつ等野原の芒のように騒ぎ検拳の網を引っ張り廻せ
受話器を通して××に犯人は間断なく報告される

それがあいつ等の寝ざめに心地よさを思わせ支配の手が癒る
ふたたびぶり返して来るあいつ等の手か
われわれはその手から断じて逃走しない　そいつに逆流する逆流する
おお、われわれは幾度も信ずることについて行う！

詩集『泥』のなかにはこの他にも労働者たちのある生活姿態を描いて力づよい「コップ酒屋
にいる男の群」などがあり、またいかにも昭和はじめの百姓生活を示す短い詩もある。

タバコは
こちよう

吸い口に火がくるまで吸う

(タバコ)

一枚の着物がすっかりとろけるまでには一年や二年ではない五年も六年も着古し
やがてボロボロになってしまおうと

鉄ではさんで子供のおしめにしたり雑巾にしたりする。

(一枚の着物)

ここには生活にまずしく忠実な百姓がいる。その伊藤和が中心になって、銚子市外の高神村
に起った打壊し事件の公判に当って、被告たちに外から声援協力する活動としてガリ版雑誌
『馬』が出はじめ、その記事が告発されて、前記の「馬事件」となったのである。詩集『泥』
は馬事件で伊藤和が逮捕される少し前に発行されている。つまりそのようにしてこのガリ版詩
集は、高神村事件、馬事件という二つの事件にかかわったのである。

高神村事件について、伊藤和と『馬』の同人たちはそのガリ版誌上に得がたい資料をのこし
ている。私は幾たびかこの事件について紹介したがそのすべては、彼らの雑誌の記事に依存し
た。またその騒擾事件の雰囲気や伊藤和の「高神村事件のときの詩」は無類にはげしく伝えて
いる。いわば告発された『馬』の誌面と発禁詩集『泥』によって彼は二度この詩を発表し、そ
の二度とも弾圧されたのである。

雑誌の『馬』の事件によって伊藤和は徴役二年（執行猶予四年）、田村栄は佐倉連隊に入営
していたために軍法会議で二ヶ年衛戍監獄にはいった。そして詩人伊藤和の成長はその以後に
おいてかえっていちじるしかった。

アナキストの全国的規模の文化活動体として解放文化連盟が発足したのは厳密には昭和八年
であり、その機関紙「文学通信」を、昭和十年秋まで十九号を出したとき、詩作によってその
活動を代表したのは伊藤和であった。

太平洋戦争終結の年の一月、銚子の造船所に徴用されていた伊藤和は「反戦的言辞」のために検束されて終戦の時まで拘束されていた。その反戦的言辞の内容は伝えられていないが、百姓の立場から、反軍的感情から、時局批判の言葉を不用意に語らせたものであるかと私は想像する。

昭和三十五年には私は、彼に協力して『伊藤和詩集』を編集したが、戦時中に逸脱した詩の幾篇かを記憶しながら、散逸してそこに入れられなかった力作を思い出して、無念の思いが、今も容易に消えない。

『泥』は明治、大正、昭和にわたる発禁詩集の中で、私の記憶に強いものである。

能登秀夫『都会の眼』

これは、燃やせといわれて燃やしてしまわなかったという詩集のはなし。

能登秀夫は、本名増田寛、一九〇七年（明治四十年）神戸に生れ、神戸工業学校電気科を卒業して永く国鉄に勤めた関係で戦後国鉄詩人として関西に存在を示した人だが、その第二詩集『都会の眼』は昭和八年に発禁の憂き目にあった。この詩集はそのためあまり知られていないようだが、内容と表現の一致から来る力づよさでは、昭和十年以前のヒューマニズムの詩とし

て、忘れたい存在である。

その詩集には三十四篇の作品があり、そのなかに「高知の思い出」という漁民の抵抗意識をうたったものがある。この詩の力づよさは、そのころ日本各地に萌していた農漁民の、生活の困窮からむ反抗的な行為を描いたところに生れた。昭和初期のプロレタリア詩のなかに置いても抜きん出たであろうような激しさをもつこの詩の他にも「空を衝つ心」「言論の自由」などの中味が検閲の忌諱に触れたと著者は回想しているが、満州事変、五・一五事件とつづいてファシズムへ急傾斜してゆく時勢にたいする不同調な気構えは、その他の「山への幻想」「若い戦さ」「村の若者」「自由」など一連の作品にも見出される。

高知の思い出

——昭和四年十一月、高知漁民数千、機械網廃止を県知事にせまる——

山は静かに横たわっている、

いくとせかの歴史を見つめて、やわらかな

風にそよがれるその頬、

南国の都市、高知はいつまで眠っているのか。

今日、暖かい街の一角にたたずみ僕は朝の冷気を吸おうとする、
土にあふれた血汐の川もなく、
踏みじられた人間の呻きも聞えない、
晴れた蒼空。

だが、めくり捨てられた暦の一枚を拾いあげる時、

一九二九年一月の日記を見つめるとき、

平和は仮面を脱いで牙を見せ、

南風は猛って血と泪は街へ殺到する、

県庁へ！ 県庁へ！

「機械網を廃止せよ、生活の糧を奪う資本家を打ち倒せ」

手を挙げた漁民の一人より、心は打つ次のひとりへ、

彼等の忍従の鎖はちぎれて、叫びは爆まじく、空高くへ。

妻子のために、生活のために、

そうだ、光輝ある彼等の郷土をまもるために、

ためらってはならない。倒れてはならない。
前進！ 前進！

一九二九年一月、

押し寄せる群集に、磨かれた官憲の銃口が突き出され、

血走った頬へ泥靴は彫りこまれる。

たくましい腕にへし折られたサーベル、

人間は人間を縛った、その手を、その唇を、

命令を拒み得ない人たちの、真実の意志ではなかったが。

奪われた一人のために、数人がつめかけて、

数人の兄弟をまもるために、何十人かの仲間が手を鎖ぐ。

検束者六百人、

県庁に、議事堂に鉄条網は張られ、

青年団は、在郷軍人は、消防隊は立ちあがる、

彼等自らの敵を忘れ。

屍を踏んで突進する数千の漁民、

闘争四日の収獲は何か、

傷ついた者千八百人の肉片は何をもたらしたか。

彼等の要求は一蹴され、

彼等の権利は黙殺され、

彼等は与えられた黒い鉄格子を、

更に明日への飢えた一路を。

みんなよ、

彼等の闘争は破れたというのか、

彼等の行動を無法と罵るのか、

生きるために選んだ彼等は、ただそうせずにはいらなかったばかりだ。

情熱の都市、高知。

僕は十字路にたたずみ、朗らかに朝の空気を吸おうとする、

険にあつい追憶をたたえて

愚かな夢をむさぼろうとする。

この詩は昭和四年十一月、高知県下の数千の漁民が「機械網を廃止せよ」と、県知事に大挙して迫った稀有の事件を描いたもので、はげしさと力づよさではこの種の事件を書いた詩の中の屈指の作品、自然発生的な民衆の活動にともなう反権力的なニュアンスを十分感得させる出来栄であった。戦前の県知事は内務省の任命で、中央政府の出先機関でもあったのだから、当然県知事への強請的な動きは反逆的な性格を帯びる。だからその詩が発禁の対象となったのである。次のような詩句をもつ「言論の自由」という詩も亦注目価値がある。

手を後へ縛りつけ

唇にあつい封印を張りつけて

しゃべりたくばしゃべれ

思うことは自由に、卒直に話せと。

旧憲法下、戦前のわが国の、民衆と与えられた自由との関係をこれほど簡潔に、リアルに表

現し得た詩はめったにない。言論と表現への圧迫が日に日に強力になっていった時代に、この詩集が禁止されたことは、いま思へば政治的なものとしか言いようのないことである。当時のことについて著者は最近つぎのような興味のある回顧をもらしている。

「——その頃、私は東京の同人誌『文学表現』の同人、その代表者の佐伯郁郎氏は内務省警保局図書課勤務の図書検閲官、とここで私の『都会の眼』の発行所は文学表現社。出版元と検閲官が同一人物だから、少しぐらいの内容なら、とよろしく解釈して楽観したのが私の誤算で、神戸で出来た詩集をさっそく佐伯氏に送ると、「ホンワルイ、ミナモヤセ」との電信、そのすぐあと手紙で「あなたも私も公職者、進退に関係すること、今後注意してほしい、全部焼却するのが無難だ」といって来た。この時に刷った部数は二百部、ごく親しい仲間には事情を話してそのままのものを、他には作品三篇を削除して送り、佐伯氏には全部燃やしたと報告した——」。

この興味ある回想は、昭和詩史の秘話ともいうに値いする。一人二役、官僚にして民衆、詩人であって検閲官だったその佐伯郁郎は、現在も盛岡市に健在であるとのこと。

ところで、この詩集の後記には「詩集『都会の眼』は、一人の自由主義者の不徹底なる現実観である、闘うべき刃を捨て、抱るべき盾を投げ、はかない自らの幸福のために、小さな窓から眺める一つの風景……」という控え目な言葉がある。この言葉と「高知の思ひ出」のような

はげしい詩とのかかわりは適確に掴みにくい、戦前の、ますます自由の後退する一時期における理想と現実のギャップが醸すある憂うつを物語るのだとしたら、理解できないことでもない。

昭和二年ごろから民衆詩人福田正夫に師事して詩誌『焰』同人となったという出発にも、戦後、近藤東らと国鉄詩人連盟の育成に努力したということにも、詩人能登秀夫の自由への思いはしのばれる。現在華々しく活動して見えないかに見えるとしても、この詩集の中の、あの二、三の作品が詩人の歴史の上に輝やいているかぎり、逆流する戦後二十五年の情勢のなかに埋没はしないだろう。

なお発禁になった『都会の眼』の中の作品の中から「高知の思ひ出」他十七篇が、昭和四十一年刊行の能登秀夫詩集『生活の河』のなかに、「都会の眼」として再編集されている。